

岩手県告示第685号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県立学校授業料等条例（昭和38年岩手県条例第16号）第3条の規定による授業料（県立高等学校に在学していた者が滞納しているものに限る。）の収納に関する事務を平成23年10月24日次の者に委託した。

平成23年11月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
一関市田村町3番2号	小原法律事務所 弁護士 小原 恒之